

【資料3】

# 長浜市国土利用計画（最終案）

2019/2/1ver.

## 目 次

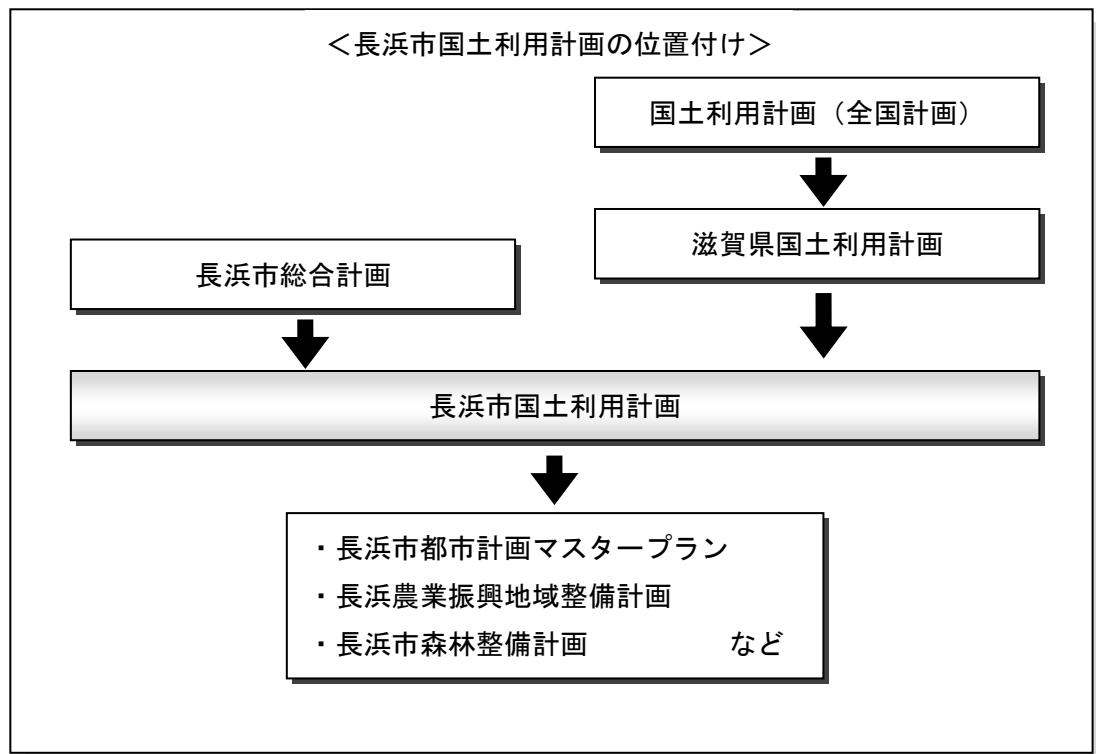
前文.....	1
I 土地利用に関する基本構想.....	2
1. 基本理念 .....	2
2. 長浜市総合計画 .....	2
3. 土地利用に関わる課題 .....	2
4. 土地利用に関わる基本方針 .....	4
5. 利用区分別の土地利用の基本方向 .....	6
II 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要.....	9
1. 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 .....	9
2. 地域別の概要 .....	11
III 目標を達成するために必要な措置の概要.....	14
1. 公共の福祉の優先.....	14
2. 国土利用計画法等の適切な運用 .....	14
3. 地域整備施策の推進 .....	14
4. 市土の保全及び安全性の確保 .....	14
5. 環境の保全と美しい市土の形成.....	15
6. 土地利用の転換の適正化.....	16
7. 土地の有効利用の促進 .....	16
8. 市土利用の総合的マネジメント .....	18
9. 市土に関する調査の推進及び成果の普及啓発 .....	18
10. 市民協働の理念に基づく経営の推進 .....	18
参考資料.....	19
I 土地の利用区分の定義及び把握方法 .....	20
II 土地利用現況図 .....	23
III 目標値設定根拠 .....	24

# 前 文

長浜市国土利用計画(以下「市計画」という。)は、国土利用計画法(昭和 49 年法律第 92 号)第 8 条第 1 項の規定に基づき、本市の区域における土地(以下「市土」という。)の利用に関して必要な事項を定めるものであり、全国の区域及び滋賀県の区域について定める国土の利用に関する計画(以下「全国計画及び県計画」という。)を基本として、長浜市総合計画に即して策定するものである。

また、長浜市都市計画マスタープラン、長浜農業振興地域整備計画、長浜市森林整備計画などの土地利用に関連する部門計画の上位計画として位置付けられるものである。

なお、この計画は、市土の発展を見据えた適正な土地利用を促進するため、農用地、森林、宅地等の地目別区分及び市街地形態等の利用区分に応じた規模の目標やその目標を達成するために必要な事項等を定めるものであり、社会、経済情勢の大きな変化をふまえ、必要に応じて見直しを行うものとする。



## I 土地利用に関する基本構想

### 1. 基本理念

土地は、現在及び将来における市民のための限られた資源であることを認識するとともに、生活及び生産を通じた諸活動の共通の基盤であり、その利用のあり方は、地域の発展及び市民の生活と深い関わりをもっている。

このため、土地の利用にあたっては、公共の福祉を優先させることを前提に、自然環境や歴史・文化資源等の保全に留意し、健康で文化的な生活環境を確保することで、地域経済の持続可能な発展を図ることを基本理念とする。

### 2. 長浜市総合計画

長浜市総合計画では、不易流行の理念や進取の気性といった本市の個性を生かして、自由な発想で新しいまちづくりに挑戦し、お互いが連携・協働した取組を大きな力にして未来のまちの姿を創造していくことを目指し、『新たな感性を生かし みんなで未来を創るまち 長浜』をめざすまちの姿と定めている。

#### ＜めざすまちの姿＞

新たな感性を生かしみんなで未来を創るまち 長浜

#### ＜まちづくりの重点テーマ＞

##### ・かがやく

郷土を愛し、柔軟な発想力と多様な価値観を持ちながらつぎの時代をイメージし、創造していくような、人が“かがやく”まちを目指します。

##### ・みなぎる

地域に関わる様々な主体が連携・協力して資源や産業を磨きあげ、都市の魅力と競争力を高めることで、仕事があり活力が“みなぎる”まちを目指します。

##### ・つながる

予想される時代の変化に前もって対応し、暮らしのあり方・価値観を再構築しながら、一人ひとりが幸せを見つけ、日々の生活のなかで“つながる”まちを目指します。

なお、長浜市国土利用計画は、長浜市総合計画に示されためざすまちの姿の実現を、土地利用の視点から推進していくために策定するものである。

### 3. 土地利用に関わる課題

#### (1) 自然と共生した都市づくり

市域に広がる豊かな森林は、琵琶湖の水源地であるとともに、貴重な景観資源となっている。また、市内には、戦国時代の名残を留める城郭や神社仏閣など多くの歴史資源が残されており、これらの景観資源、歴史資源を保全するとともに、有効活用することが必要となっている。なお、市民アンケート結果からも、自然との調和に留意し、必要な開発を進めることが望まれている。

特に、農地については、優良農地\*が市内に広がっている一方で、農業の後継者不足などから、耕作放棄地\*も多く見られる現状となっている。なお、市民アンケート結果では、農地について観光レクリエーションの場などとして有効活用することや、中心市街地周辺の農地については、宅地化を望む意向が多くなっている。

## (2) 安全で快適な居住環境の形成

本市の北部においては、国道8号、国道365号、北陸自動車道が南北に、国道303号が東西に通過しているが、これらの幹線道路を結ぶ道路ネットワークが形成されておらず、とりわけ、災害発生時には交通網の寸断等により孤立する集落が発生する恐れがある。

また、中心市街地においては、木造住宅の密集、狭小な道路幅員による防災面での不安解消や、空き地・空き家の発生に対する防犯面の強化などが必要となっている。

なお、市内には土砂災害警戒区域や浸水想定区域に指定されている箇所が多くあり、継続して対策を進めていくほか、安心して住める住環境を形成し、住み続けたいと思えるようなまちづくりが必要となっている。

## (3) 産業・経済活力の活性化

本市の南部では旧長浜市を中心に市街地が形成されており、商業業務施設や工場が立地している。また、中部は田園が広がり、北部は大部分を森林が占め、自然環境に恵まれた地域となっている。しかし既存の商店街では、後継者不足やにぎわいの減少に伴う地域活力の低下などが懸念されている。

また、市民アンケート結果では、今後、重視すべき取組として、身近な場所での雇用の場の確保が望まれている。

このため、既存の商店街ではにぎわいづくりの促進とともに、南部においては、周辺の環境に配慮した計画的な工業地の確保、中部・北部においては、恵まれた自然環境など地域資源の活用による観光の振興など、付加価値の高いビジネスや身近なところでの雇用の場の確保を通じた産業・経済の活性化が必要となっている。

## (4) 機能分担と有機的連携による都市構造の形成と地域活力の維持

本市では、南部の中心市街地においては、都市機能や商業機能の郊外移転が進み、生活の場としての魅力が低下している。また、それに伴って若者を中心とした人口の郊外流出と、中心部の高齢化が進行している。一方、北部においても、集落での高齢化が進行しており、更に今後、過疎化の進行や集落の活力低下が懸念される。

市民アンケート結果では、中心市街地内の既存施設や空き地の活用等により、都市機能を集約していくことが望まれており、中心市街地の無秩序な拡散を抑え、都市機能を集約させた都市構造を形成することが必要となっている。

なお、中部・北部においては生活に必要な機能は維持しつつ、人口集積の進む南部との有機的な連携\*を強化するとともに、各地域の特色を活かしたまちづくりが必要となっている。

## 4. 土地利用に関する基本方針

これらの課題に取り組むため、本計画は「人口減少社会に対応した適切な市土管理と市民の豊かさを実現する市土利用」、「安全・安心を実現する市土利用」、「自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する市土利用」、「多様な主体による市土利用」の4つの方針に基づき、市土の安全性を高め持続可能で豊かな市土を形成する利用をめざす。

### (1) 人口減少社会に対応した適切な市土管理と市民の豊かさを実現する市土利用

#### ①市土を荒廃させない取組

本市人口は、国立社会保障・人口問題研究所の推計から平成17年の約125,500人をピークに減少することが想定されている。しかしながら世帯数は増加しており、核家族化が進行していくことが想定される。また中心市街地外延部やJR田村駅周辺の市街地では、民間による住宅開発や市南部地域における良好な住環境整備を促進する計画的な市街化により人口増加、土地需要が増加することを想定しているが、人口減少が進む地域においては、土地利用の低下による管理水準等の低下が懸念されるため、地域の実情に応じた土地利用の規制・誘導を図るとともに、コンパクトシティの理念に基づいた社会資本の整備による総合的・計画的な土地利用の促進を行うこととし、「田村駅周辺整備基本計画」に代表されるような計画的な土地利用を図るなど、良好な市街地を形成する。

自然的土地区域\*については、森林、農用地などについて、自然環境の保全に配慮しつつ、琵琶湖の水源となっている森林の多面的機能の維持・活用や、耕作放棄地の解消などにより、適切な土地利用を行うものとする。

土地利用の転換について、都市的土地利用から自然的土地区域へと戻すことは、容易ではなく、一方、自然的土地区域から都市的土地利用への転換に当たっては、生態系や周辺の自然環境及び住環境に十分配慮し、総合的・計画的に進めるものとする。

#### ②くらしと産業を支える基盤づくり

人口減少、高齢化、経済のグローバル化に伴う国際競争の激化とともに進行する中、経済成長を維持し、市民が豊かさを実感できる市土づくりをめざす観点から、本市の強みを活かし、生活や生産水準の維持・向上に結びつく市土利用を推進していくことが必要である。

スマートインターチェンジ等の新たな広域ネットワークの形成により、人やモノの流れが変化していくことが予想され、地域の基幹産業である農業を中心とした産業創出や観光振興につなげる取組を進める。

産業の高付加価値化や構造変化、工場の立地動向等をふまえ、既存企業の研究開発施設、産業・物流施設等を含めた総合的な整備を促進するとともに、雇用の場の確保による地域活性化を進めるため、企業誘致の適地について検討を行う。

また本市の基幹産業である農業については、農産物の長期的な需給動向をふまえ、生産性の高い農業経営を行うことができるよう、農業生産基盤の整備を行う。あわせて、効率的かつ安定的な農業経営体へと集積を進めることで、優良農地の確保を図り、産業として競争力のある持続的な営みが行われるように地域活性化を図る。

### ③快適な生活環境の創造と全ての人に配慮した市土利用

市民が豊かさを実感できる社会を築くためには、経済的な豊かさに加えて心の豊かさも不可欠である。こうした点をふまえつつ、全ての市民が豊かさを感じられる市土利用が求められる。また市民の価値観の多様化が進み、うるおいや安らぎなど心の豊かさと自然とのふれあいに対する市民の志向が高まっており、より快適な生活環境の創造が求められている。

高齢者やしうがい者など日常生活または社会生活における行動に制限を受ける者にとっての障壁を取り除くとともに、一人ひとりの多様性を理解し、尊重することを基本として、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、全ての人が円滑に利用できるよう配慮された生活環境の整備を進めていく。

また交通については、人やものの円滑な移動を通じて市民生活を支える重要な社会基盤であることから、環境負荷の低減を図りつつ、高齢者やしうがい者などにとっても移動に支障なく、子どもや外国人などにとってもわかりやすく、全ての人にとって使いやすい交通サービスを提供する。

## (2) 安全・安心を実現する市土利用

相次ぐ自然災害の脅威により、居住地や公共施設の立地など市土利用面における安全・安心に対する市民の意識が高まっている。このため、防災・減災対策の強化とともに、災害リスクの高い地域の土地利用の適切な制限や、より安全な地域への諸機能や居住の誘導など、安全性を優先的に考慮する市土利用を進めていくことが重要である。

また人口減少は開発志向の低下等を通じて空間的な余裕が生み出される側面もあるため、中長期の視点から計画的、戦略的に安全で持続可能な市土利用を実現することも重要となる。

都市部においては、都市機能の集中や土地の高度利用の進展など経済社会の高度化に伴う脆弱性の増大や、地震時等に著しく危険な密集市街地への対応が重要な課題となっており、農村部においては、市土管理水準の低下に伴う市土保全機能の低下が懸念される。

安全・安心は、全ての活動の基盤であることから、従来の防災・減災対策に加え、市土利用においても、大規模災害が発生しても人命を守り、経済社会が致命的なダメージを受けず、被害を最小化し、すみやかに復旧・復興できる市土の構築に向けた取組を進めていく。

社会資本については、道路施設をはじめ、上下水道施設、農業水利施設、その他の公共施設などの老朽化が進んでおり、特に高度経済成長期以降、整備を進めた多くの社会資本について、その維持管理や更新問題が顕著になっており、戦略的な維持管理を進めていく。

## (3) 自然環境と美しい景観等を保全・再生・活用する市土利用

自然環境については、開発志向が低下する機会をとらえ、その保全・再生を図るとともに、再生可能エネルギーの供給や防災・減災、生活環境の改善等、自然が持つ多様な機能を積極的に評価し、地域における持続可能で豊かな生活を実現する基盤として、経済社会的な観点からもその保全と活用を図ることが重要となる。

自然環境の悪化や生物多様性の損失は、土壤の劣化や水質の悪化、植生の変化等を通じて、食料の安定供給、水源のかん養や市土保全など暮らしを支える生態系サービス（自然の恵み）に大きな影響を及ぼすため、生態系の多様性に着目した良好な環境を育み、その環境を未来へつないでいく必要がある。人口減少は、開発志向の低下による空間的余裕を生み出す側面もあ

るため、この機会をとらえ、生物多様性の確保や自然環境の保全・再生を進めつつ、持続可能で豊かな暮らしを実現する市土利用を進めるとともに、過去の開発や土地の改変により失われた良好な自然環境や生物多様性の再生を図る。

琵琶湖・余呉湖に関わる環境については、湖辺の形態の変化などに伴う環境変化に加え、水草の大量繁茂、外来魚の繁殖、カワウによる食害などの課題が顕在化している。在来魚の保護や琵琶湖流域生態系の保全・再生や人々の暮らしとの関わりの再生を進める。

低炭素社会の実現については、市民生活や産業活動を支えるエネルギーの安定的な確保とともに、安全で永続的に利用できる再生可能エネルギーの導入促進を図るとともに、導入した再生可能エネルギーを防災や地域活性化、産業振興につなげるなど総合的に推進していく。

廃棄物については、市内のごみ総排出量は家庭系ごみ、事業系ごみともに減少傾向となっている。今後、ごみの発生抑制及び再使用の取組強化とともに、引き続き再生利用を推進し、環境への負荷をできる限り低減する循環型社会の形成を推進する。

自然環境の活用については、これまで人と自然との関わりの中で育まれてきた景観、美しい集落やまちなみ、魅力ある都市空間や水辺空間等を保全、再生、創出し、次世代に継承するとともに、これらを活用して地域の魅力を高め、地域固有の伝統や文化を継承しつつ個性ある地域の創生を図る。

また、自然生態系の有する防災・減災機能も活用することにより、持続可能かつ効果的・効率的な防災・減災対策を進める。

#### (4) 多様な主体による市土管理

これらの取組は、国・県等が示す基本方針とともに、地域の実情等をふまえ、地域との調整を図りながら進めていく。近年、価値観の多様化や地域社会への参加意識の高まりから、ボランティアや地域活動に参画する人が増えており、企業も含めて地域主体の取組を促進することが重要である。

市土利用においても、総合計画など市政全般に関わる計画に基づく重要な取組について、広く有識者や各分野で活躍する方々から意見を伺い、今後の市政運営に向けた意見交換を行い、地域課題を共有しながら、適切な役割分担のもとに連携を図っていく。

### 5. 利用区分別の土地利用の基本方向

以下の利用区分にしたがい、土地利用の基本方向を整理する。

#### (1) 農地

農地は、食料の安定的供給のための生産の場であるため、農産物の長期的な需給動向をふまえ、生産性の高い農業経営を行うことができるよう、農業生産基盤の整備を行う。また、効率的かつ安定的な農業経営体\*へと集積を進めることで、優良農地の確保を図る。**あわせて、農業生産条件が不利な状況にある中山間地域等は、耕作放棄の発生防止及び農業生産の維持を図りながら、多面的機能を確保する。**

さらに、化学肥料や農薬の使用量の削減、泥水を流さないような農作業の改善などにより、環境負荷の軽減を図る。また、本市の活力向上に資する地域については、土地利用の転換も含めた計画的な土地利用の検討を行う。

## (2) 森林

森林については、林業などの生産基盤だけでなく、緑豊かな景観資源や水源かん養\*、土砂災害の防止、環境負荷の低減など、多様な機能を有していることから、これらの機能が総合的に発揮できるよう、計画的な保全を図る。

特に、自然環境への保全意識が高まっていることから、保全する区域と開発する区域を適切に見極め、無秩序な開発の防止を図る。

また、農山村集落周辺の里山などについては、市民ニーズに配慮しつつ、地域の活性化に役立つ利用を検討することで、適正な利用につなげる。

## (3) 水面・河川・水路

水面について、特に、琵琶湖は、多様な生物の宝庫であるとともに、近畿圏の水資源、漁業の生産基盤、さらには観光資源等として、多様な価値を有していることから、将来にわたり、その恩恵を受け継ぐことができるよう、総合的な保全を図る。余呉湖などその他の水面についても、水面のもつ多様な機能をふまえ、適切な活用と保全を図る。

河川については、河川改修により災害対策を進めるとともに、自然環境の保全を図る。また、特に、中心市街地内の河川においては、洪水等に備えた整備を進めるため、必要な用地の確保を行う一方、親水空間の整備等により、水とふれあえる環境の形成を進める。

水路（農業用排水路）については、農業の生産基盤として、その機能が発揮できるよう、適切な維持・管理を行う。

## (4) 道路

一般道路については、良好な生活・生産基盤の整備を進めるため、新たな整備を行う場合には適正な配置を行う。また、既存の道路については、長寿命化の視点に基づいた適切な維持・管理を行う。なお、その整備にあたっては、高齢者やしうがい者、子どもなど、誰もが安全、安心に利用できるよう、ユニバーサルデザイン\*の観点に立った整備とともに、景観面や環境面、防災・防犯面にも配慮した整備を行う。

農道・林道については、農林業の生産性向上、農用地及び森林の適正な管理を図るため、自然環境に十分配慮した、適切な維持・管理を行う。なお、林道については、既存林道に加え、林業専用道、作業道による路網整備の推進を図る。

## (5) 宅地（住宅地、工業用地、その他の宅地）

住宅地については、本市の人口動向をふまえ、快適な住環境が確保されるよう、生活関連施設の整備を進めるとともに、環境共生、耐震化等に配慮した住宅地を形成するため、市街地内の空閑地、既存住宅地周辺の活用を含め、必要な用地の確保を行う。

工業用地については、地域経済の活性化や雇用の場の確保を図るため、周辺の自然環境、居住環境に配慮し、適切な配置と誘導を図る。

その他の宅地（事務所・店舗用地等）については、商業施設や業務施設の集積など、にぎわいを形成していくため、適切な土地利用を行う。

## (6) その他（公共施設用地等）

文化施設や教育施設、福祉施設、供給処理施設\*、公園等の公共用地については、利用の実態とあわせ、市民のニーズをふまえた有効活用を検討することはもとより、必要な場合には用地の確保を行う。なお、有効活用にあたっては、周辺地域への環境面の影響を考慮するとともに、災害時における対応や経営資源としての活用を考慮する。

## II 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標及び地域別の概要

### 1. 土地の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標

#### (1) 目標年次

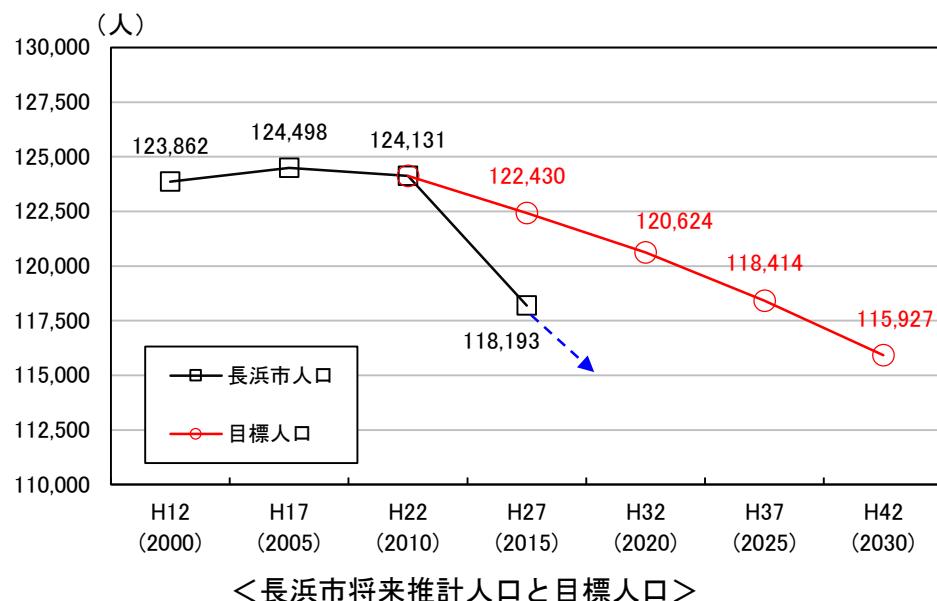
計画の目標年次は平成 34 年(2022 年)とし、基準年次は平成 27 年とする。

#### (2) 目標年次における想定人口等

平成 25 年の長浜市基本構想では、平成 28 年における目標人口を 125,000 人としていたが、平成 27 年時の国勢調査結果により、118,193 人と当初の想定より人口減少幅が増加している。これを受け、長浜市総合計画では、新たな活力となる企業の誘致や雇用・就労機会の拡充、社会資本の整備による総合的・計画的な土地利用の促進、安全安心で魅力ある居住環境づくり、切れ目のない子育て支援や特色ある教育、市民ぐるみの健康づくり、質の高い医療の確保など、様々な定住促進策を推進することで、人口減少を緩やかにするための施策展開を行っている。

本計画の目標年次は、総合計画の施策を基本にして実施するため、総合計画基本計画の目標年次と同じ平成 34 年(2022 年)とし、目標人口は 120,000 人をめざすものとする。

また、世帯数は、一旦核家族による増加が進行した後、老齢世帯数の減少により 40,000 世帯程度になると想定する。



長浜市人口 : 国勢調査による人口  
目標人口 : 総合計画に掲載されている目標人口

#### (3) 市土の利用区分

市土の利用区分は、農地、森林、原野等（原野、採草放牧地）、水面・河川・水路、道路、宅地（住宅地、工業用地、その他の宅地）、その他の地目別区分とする。

#### (4) 利用区分別の規模の目標を定める方法

市土の利用区分ごとの規模の目標については、利用区分別の市土の利用の現況と変化についての調査に基づき、将来人口や各種計画等をふまえて利用区分別の土地面積を予測し、市土利

用の基本方針を加味して調整を行い定めるものとする。

## (5) 利用区分別規模の目標

本計画の目標年次である平成 34 年(2022 年)の市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標は次表のとおりとする。

なお、以下の数値は、今後の経済社会の不確定さなどを考慮し、弾力的に理解されるべき性格のものである。

市土の利用目的に応じた区分ごとの規模の目標 (単位 : ha)

利用区分	平成 27 年 (2015 年)	平成 34 年 (2022 年)	構成比	
			平成 27 年	平成 34 年
<b>農地</b>	8,083	<b>7,900</b>	11.9%	<b>11.6%</b>
森林	37,223	37,222	54.7%	54.7%
<b>原野等</b>	<b>0</b>	0	0.0%	0.0%
原野	0	0	0.0%	0.0%
採草放牧地	<b>0</b>	0	0.0%	0.0%
水面・河川・水路	15,672	15,668	23.0%	23.0%
水面	14,338	14,331	21.1%	21.1%
河川	844	849	1.2%	1.2%
水路	490	488	0.7%	0.7%
道路	2,032	2,045	3.0%	3.0%
一般道路	1,431	1,445	2.1%	2.1%
農道	467	466	0.7%	0.7%
林道	134	134	0.2%	0.2%
宅地	3,031	<b>3,062</b>	4.5%	4.5%
住宅地	1,814	<b>1,840</b>	2.7%	2.7%
工業用地	275	277	0.4%	0.4%
その他の宅地	942	945	1.4%	1.4%
その他	<b>2,038</b>	<b>2,182</b>	3.0%	<b>3.2%</b>
合計	68,079	68,079	100.0%	100.0%

## 2. 地域別の概要

### (1) 地域区分の考え方

既存の土地利用をふまえるとともに、長浜市総合計画に示された、土地利用の考え方に基づき地域を区分する。

### (2) 地域区分

地域区分については、都市地域、田園共生地域、琵琶湖共生地域、森林共生地域の4地域とする。

また、近畿、中部、北陸地域と広域的に連携する鉄道及び高速道路、地域間や周辺市との連携を強化する国道を広域連携軸とし、琵琶湖岸の湖岸道路を湖岸連携軸に位置付ける。

さらに、市南部の中心市街地一体を都市中心核、都市地域の周辺で、都市地域との有機的な連携を図る地域を都市交流ゾーン、琵琶湖北部の中山間地域を山村交流ゾーンに位置付ける。

### (3) 地域別の土地利用の方向

#### ① 土地利用

##### (ア) 都市地域（中心市街地とその周辺の地域）

都市機能が集積した地域であり、JR長浜駅周辺への住宅・商業・業務機能のさらなる集積により、にぎわいの向上を図る。特に、中心市街地の黒壁スクエアや北国街道については、歴史的な街なみを活かしたまちづくりを進める。JR 田村駅周辺については、「田村駅周辺整備基本計画」に基づき、学術・新産業の集積や生活利便機能の誘導、自然環境との調和を図るなど、南長浜地域の拠点となるまちづくりを行っていく。一方、都市地域内の既成市街地外の市街化を抑制し、メリハリのある土地利用を図る。

また、雇用の場の確保による地域活性化を進めるため、企業誘致の適地について検討を行う。

##### (イ) 田園共生地域（農地と集落が共生した地域）

平地を中心に豊かな農地が広がる地域であり、良好な景観や自然環境の保全を図る。

農地については、優良農地の保全を図るとともに、無秩序な開発を抑制するため、必要な制度等の検討を含め、適切な土地利用を行う。また、既存集落については、周辺の自然と調和した良好な生活環境を確保する。

企業誘致にあたっては、都市地域の未利用地との調整を図りつつ、田園共生区域内における適地の検討を行う。

小谷城スマートインターチェンジ周辺には、地域の基幹産業である「農」をテーマにしたアグリビジネス拠点をめざし、土地利用の転換を含めた適切な土地利用を行う。

##### (ウ) 琵琶湖共生地域（生活面、観光面などで琵琶湖岸と共生した地域）

琵琶湖岸はもとより、余呉湖岸や竹生島などは、「水」が提供する自然とふれあえる地域であり、景観面や環境面に配慮しながら、憩いの場、交流の場として活用する。

## (エ) 森林共生地域（自然と集落が共生した地域）

市北部を中心に広がる森林などは、「森」が提供する自然とふれあえる地域である。一方、森林は、水源かん養地であるだけでなく市土保全のための貴重な資源として保存していくとともに、森林空間を利用した保健休養施設等の整備により、交流の場として活用することで、活力あるまちづくりを進める。

また、既存集落については、周辺の自然と調和した良好な生活環境を確保する。

## ②連携軸

### (ア) 広域連携軸

本市を南北に縦断するJR北陸本線、北陸自動車道、国道8号・365号及び本市北部を東西に通過している国道303号を広域連携軸に位置付け、隣接する県、市との連携を強化する。

北陸自動車道の小谷城スマートインターチェンジ周辺には、地域の基幹産業である「農」をテーマにしたアグリビジネス拠点をめざし、土地利用の転換を含めた適切な土地利用を行う。

### (イ) 湖岸連携軸

湖岸道路を湖岸連携軸に位置付け、市内各地域の連携を強化するとともに、琵琶湖岸の良好な景観を活用することで、観光ルートとしての機能を強化する。

## ③都市中心核及びゾーン

### (ア) 都市中心核

本市の中心市街地には、住宅地をはじめ、商業・業務施設、公共施設、観光施設、医療施設、教育施設、JR長浜駅などが立地しており、居住環境の向上、商業業務機能のさらなる集積を図ることで、都市中心核にふさわしい土地利用を進める。

### (イ) 都市交流ゾーン

生産や消費、生活や経済活動など、観光に加え様々な分野で都市地域と有機的に連携を図るエリアとして位置付ける。

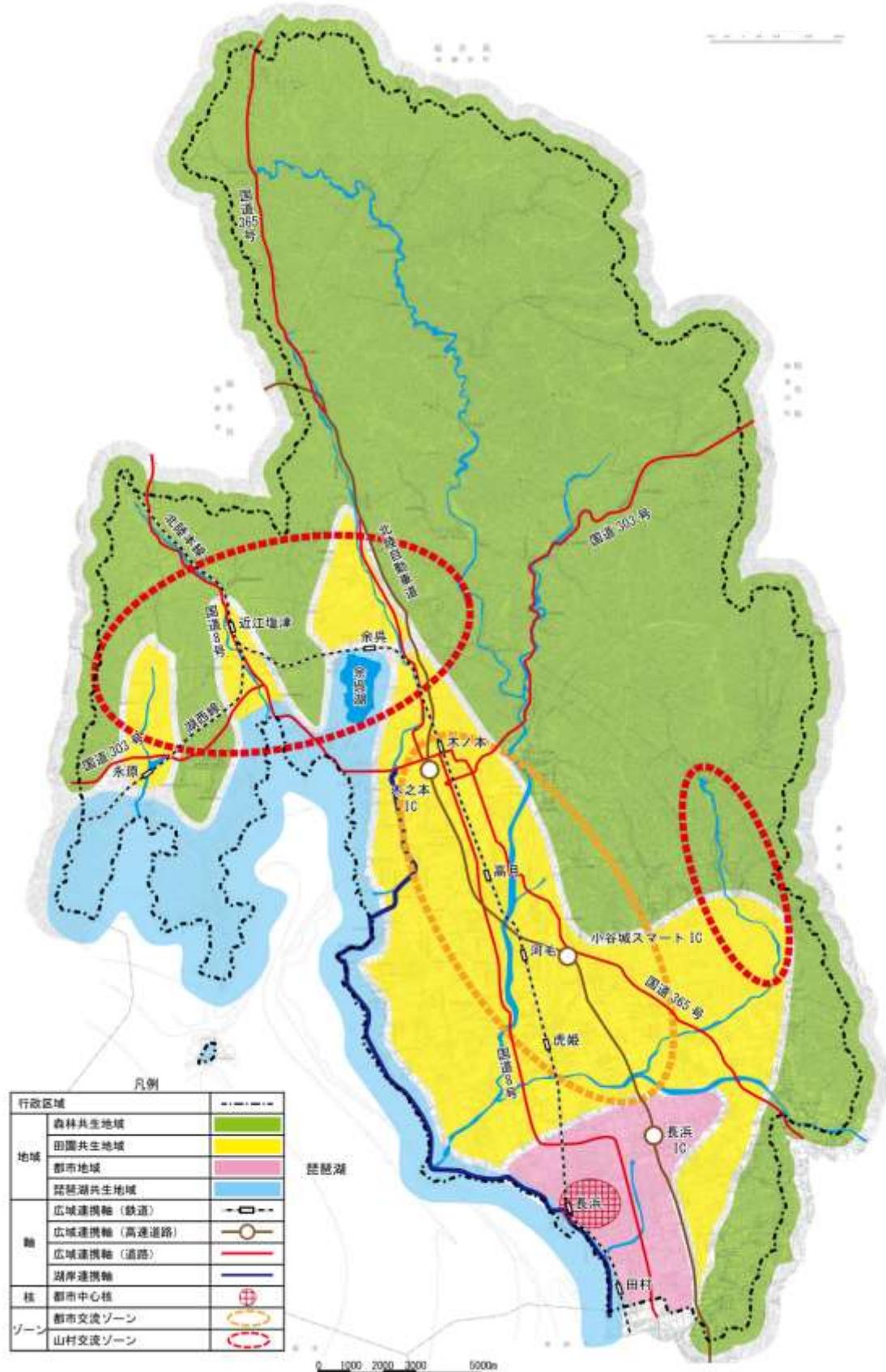
また、当該ゾーンを南北に通過する広域連携軸を中心として、産業振興、居住環境の向上、生活利便施設の整備促進により、住みやすさの向上を図る。

さらに、戦国時代の名残を留める城郭や、市内に点在する神社仏閣などの観光資源については、周辺の観光地との連携強化や、観光客と地域住民との交流促進などにより、地域の活性化をめざす。

### (ウ) 山村交流ゾーン

琵琶湖北部の余呉湖や奥琵琶湖周辺、市北東部の森林空間においては、豊かな緑や水がもたらす自然を活かし、訪れた観光客と地域住民との交流促進を図ることにより、地域活性化をめざす。また、居住環境の向上や生活利便施設の整備促進により、住みやすさの向上を図る。

<土地利用構想図>



### III 目標を達成するために必要な措置の概要

#### 1. 公共の福祉の優先

土地については、公共の福祉を優先させることを前提に、地域の自然的、社会的、経済的及び文化的諸条件に応じて適正に利用されるよう努めることが必要であり、規制・誘導等による総合的な対策を実施する。

#### 2. 国土利用計画法等の適切な運用

国土利用計画法及び土地利用関係法を適切に運用するとともに、本計画を基本として土地利用の計画的な調整を推進し、適正な土地利用の確保を図る。

また、地価の動向や土地取引の状況を十分把握しながら、国土利用計画法の的確な運用により、地価の安定と適正化を図る。

#### 3. 地域整備施策の推進

地域の個性や多様性を活かすとともに、地域間の交流・連携を促進することで、地域の活性化を図る。また、市土の持続可能な均衡ある発展を進めるため、地域の特性に応じた施策を推進する。

特に、スマートインターチェンジを起点とする高速交通網、幹線道路をはじめとする地域交通網の整備促進や利便性の向上を図る。

#### 4. 市土の保全及び安全性の確保

##### (1) 市土の保全

市土の保全と安全性を確保するため、流域ごとの治水・砂防施設などの整備を促進させるとともに、流域内の土地利用との調和及び地形などの自然条件を考慮した適正な土地利用を図る。

また、市域の半分以上を占める森林については、保安林の適切な管理と指定や、有効な治山事業の実施により林地崩壊の防止と保全に努める。

##### (2) 安全性の確保

市民の生命、財産等の安全を確保するために、災害に配慮した土地利用への誘導、急傾斜地崩壊危険区域や土石流危険区域等における対策施設の整備、河川改修、治山事業等を進める。

また、地震ハザードマップ、洪水ハザードマップ、土砂災害ハザードマップを活用して、市内危険地域に関する情報の発信に努める。

さらに、都市地域においては、安全性を確保するため、公園等のオープンスペースの確保による防災空間の創出や公共建築物の耐震化・不燃化を推進する。

##### (3) 森林の適正管理

森林のもつ市土の保全と安全性の確保に関し、森林が果たす機能の向上を図るため、地域特性に応じて、間伐等による森林の整備、保安林の適切な管理及び治山施設の整備等を進め、森

林の適正な管理を図る。

その際、林道や作業道、機械化等効率的な作業システムの整備、地域材の利用並びに生産、流通及び加工段階における条件整備や林業の担い手の育成等を進めるとともに、山村における生活環境の向上を図るなど、森林管理のための基礎条件を整備する。

#### (4) 水資源対策

渴水に備えるため、水利用の合理化、節水意識の高揚を図るとともに、安定した水資源の確保のため、琵琶湖の水源かん養機能の維持増進の観点から、水源かん養保安林の指定や間伐等の施業を進めるなど、総合的な対策を推進する。

### 5. 環境の保全と美しい市土の形成

#### (1) 地球温暖化対策と大気環境の保全

地球温暖化対策として低炭素社会<sup>\*</sup>の構築を目指し、良好な大気環境の保全を推進するため、市民、事業者との協働のもと、太陽光、バイオマス<sup>\*</sup>等の再生可能エネルギーの導入、公共交通機関の整備・利用促進や円滑な交通体系の構築、低炭素型物流体系の構築<sup>\*</sup>などに取り組み、環境負荷の小さな都市構造や経済社会システムの構築に向けて適切な土地利用を行う。また、二酸化炭素の吸収源となる森林や中心市街地等の緑の適切な保全・整備を図る。

#### (2) 生活環境の保全

生活環境の保全を図るため、住居系、商業系、工業系等の用途区分に応じた適正な土地利用の誘導や、大規模な開発における敷地内の緑地の確保等を進める。

また、交通施設等の周辺において、緑地帯の設置及び周辺の環境に適した施設の誘導等により土地利用の適正化に努める。

#### (3) 健全な水環境の保全

琵琶湖につながる全ての水環境への負荷を低減し、健全な水循環系の構築を図るため、下水道や農業集落排水処理施設の整備を進めるとともに、工場排水等による水質への影響の低減、農用地や森林の適切な維持管理、雨水の地下浸透等の促進を図る。

また、河川・湖沼の自然浄化能力の維持・回復、地下水の適正な利用等による水資源の有効利用を推進する。

#### (4) 廃棄物処理用地の適正確保

廃棄物の適正な処理を行うため、広域的・総合的な観点から、環境の保全に十分配慮しつつ、必要な用地の確保を図る。

#### (5) 美しい市土の形成

中心市街地においては、緑地空間及び水辺空間の積極的な保全、創出を行うとともに、北国街道をはじめとする歴史的資産を保全・活用することで、良好な街なみ景観を形成する。

また、田園、森林、琵琶湖岸等においては、緑の空間や水辺空間及び農山村集落景観を自然

や伝統的な暮らしとのふれあいの場として保全、活用する。

## (6) 環境影響評価\*等の実施

良好な環境を確保するため、事業の実施前に、必要に応じて環境影響評価等を実施するなどの対策を行う。また、事業の特性をふまえ、公共事業等の位置・規模等の検討段階において環境的側面の検討を行うことなどにより、適切な環境配慮を促進し、土地利用の適正化を図る。

# 6. 土地利用の転換の適正化

## (1) 基本方針

土地利用の転換を図る場合には、その転換の不可逆性、及び、転換による周辺への影響の大きさに十分留意した上で、人口及び産業の動向や、周辺の土地利用の状況、社会資本の整備状況、さらには地域振興や地域経済への寄与などを勘案して慎重かつ適切に行うこととする。

## (2) 森林の転換

森林の利用転換を行う場合には、琵琶湖の水源かん養など、森林の有する様々な機能をふまえ、災害の発生、環境の悪化等に十分配慮して、周辺の土地利用との調整を図る。

## (3) 農地の転換

農地の利用転換を行う場合には、食料生産の確保、農業経営の安定及び地域農業や地域景観等に及ぼす影響に留意し、農業以外の土地利用との計画的な調整を図りつつ、無秩序な転用を抑制する。

なお、市域南部の農地においては、必要な都市機能の整備を進める上で、必要な用地については周辺環境への影響に配慮して、計画的な農地転用を検討する。

## (4) 大規模な転換

大規模な土地利用の転換については、その影響が広範であるため、周辺地域も含めて事前に十分な調査を行い、適正な土地利用を行う。また、地域住民の意向等、地域の実情をふまえた適切な対応を行うとともに、長浜市総合計画などのまちづくりの総合的な計画、公共施設の整備や公共サービスの管理計画等との整合を図る。

# 7. 土地の有効利用の促進

## (1) 農地

農地については、農業生産基盤の整備を計画的に推進するとともに、地域農業の核となる効率的かつ安定的な農業経営の担い手への利用集積を図る。

また、利用度の低い農地については、地域特性に応じて、集落営農組織\*を中心とする担い手への集積により、水稻以外の作物も含め有効利用を図るために必要な措置を講ずる。

耕作放棄地については、関係機関と連携しながら、それぞれの地域の状況に応じた各種施策の活用により、その解消に努める。

## (2) 森 林

森林については、水源かん養や地球温暖化防止、山地災害防止等の多面的機能が発揮されるよう、適切な整備・保全を行うとともに、林業の持続的かつ健全な発展を図る。特に、希少な動植物が存在するなど、貴重な自然資源として保全が必要な地域については、国、県、保全団体、地域住民等との連携のもと、適切な保全に努める。

また、美しい景観や、自然とのふれあい、癒しの場として価値の高い森林については、森林環境学習や、レクリエーションの場として利用するとともに、希少な動植物が生息し、多様性に富んだ学術的価値の高い森林については、保存団体をはじめとする多様な主体との協議により、その保全に努める。

## (3) 水面・河川・水路

水面・河川・水路については、治水及び利水の機能に留意しつつ、生物の多様な生息環境、移動経路としての機能を向上させるため、必要な水量・水質の確保や保全、再生を図るとともに、地域の景観と一体となった水辺空間や水と人とのふれあいの場として利用する。

また、琵琶湖・余呉湖については、湖岸等の緑地保全、固有種をはじめとする生態系の保全、水面と一体となった良好な景観形成、水質浄化機能の回復・強化に配慮しながら、漁業の生産基盤、観光資源など多様な機能の発揮に努める。

## (4) 道 路

道路については、適正な維持管理や交通安全施設の整備促進などにより、安全で円滑な交通環境を形成する。

## (5) 住宅地

住宅地については、既存ストックの有効活用を図り、中心市街地におけるまちなか居住を促進するとともに定住化を進めため、需要に応じて適正規模の宅地供給を促進する。

また、既成市街地等においては、低未利用地\*の活用を促進し、オープンスペースの確保、避難路の確保等により安全性を向上させるとともに、高齢者やしうがい者等に配慮したゆとりある快適な環境を確保する。

集落地については、周辺の自然環境との調和を基本としながら、生活道路や地域交流施設の整備、地域資源である水辺や緑地空間の環境整備などにより、地域の生活環境の充実を図る。

## (6) 工業用地

工業用地については、既存工業用地の低未利用地の有効利用を図る。

また、産業の高付加価値化や構造変化、工場の立地動向等をふまえ、研究開発施設、産業・物流施設等を含めた総合的な整備を促進するとともに、緑地確保など地域の自然環境との調和に配慮し、計画的な整備を進める。なお、その際、地域社会との調和や公害防止の観点をふまえた整備を行う。

## (7) その他の宅地（店舗・事務所用地等）

その他の宅地のうち店舗・事務所用地については、中心市街地などの既存商業地域等におい

て、商業・業務・サービス機能を集積させ、土地の高度利用を図る。

また、幹線道路沿いにおいては、利便性の高い立地特性を活かして、沿道サービス施設の誘導を図り、計画的な土地の有効利用を促進する。

#### (8) その他（公共施設用地等）

文教施設、福祉施設、生活環境施設、公園緑地等の公共施設用地等については、少子高齢化の進行等へ対応していくために、適正な配置や有効活用に努める。

### 8. 市土利用の総合的マネジメント

土地利用について、地域の実情に即したものとなるよう、地域の合意形成を図るとともに、地域間調整に取り組む。このため、公共事業による土地利用の改変にあたっては、事業計画等の策定段階において地域住民の参画を進める。

また、民間開発等による土地利用の改変にあたっては、事前に地域との合意形成が行われるよう促すとともに、その影響が広域にわたる場合には、地域間の適切な調整を促す。

その他、住民等による地域の主体的な取組を促進する。

### 9. 市土に関する調査の推進及び成果の普及啓発

土地利用の実態及び動向を的確に把握して、適切な土地利用の推進を図るため、関連する調査を実施するとともに、関連資料の整備、充実及び管理の適正化を図る。

また、市民による市土の保全及び利用への理解を促し、計画の総合性及び実効性を高めるため、調査結果の普及及び啓発を図る。

### 10. 市民協働の理念に基づく経営の推進

農用地や森林などの管理の低下が懸念される中、土地所有者以外の者が、それぞれの特長を活かして市土の管理に参加することは、市土の管理水準の向上に資するだけでなく、地域への愛着のきっかけや、地域間の交流促進、土地所有者の管理に対する関心の喚起など適切な土地利用に資する効果が期待できる。

このため、所有者等による適切な管理、国や県、市町による公的な役割に加え、地域住民、企業、他地域の住民など多様な主体が、森林づくり活動や農地の保全管理活動への参加や、地元農産品、地域材製品の購入、緑化活動に対する寄付など、様々な方法により市土の適切な管理に参画していく取組を推進する。

特に、本市は琵琶湖の北東部に位置し、水源かん養資源としての広大な森林を有していることから、下流域の近畿圏全域の生活や経済活動に大きな影響を与えないように配慮し、多様な主体の参画による適切な土地利用を推進するものとする。

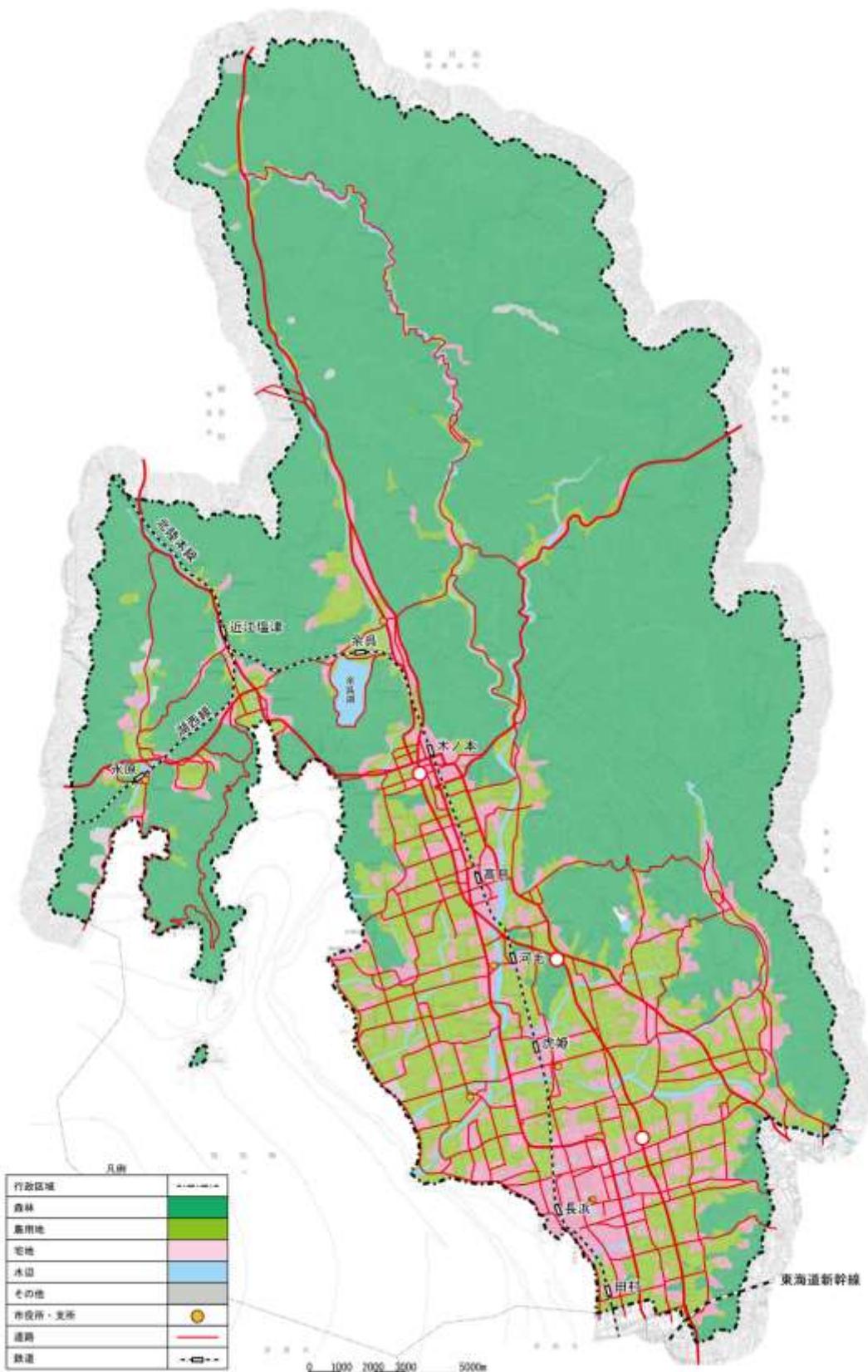
## 參 考 資 料

## I 土地の利用区分の定義及び把握方法

利用区分	定義	把握方法
1. 農地	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地法第2条第1項に定める農地及び採草放牧地の合計。</li> <li>耕作の目的に供される土地であって畦畔を含む。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「田」及び「畠」の合計。</li> <li>「滋賀農林・水産統計年報」の「田」及び「畠」の面積。</li> </ul>
2. 森林	<ul style="list-style-type: none"> <li>国有林と民有林の合計。なお、林道面積は含まない。</li> </ul>	
	1) 国有林 <ul style="list-style-type: none"> <li>ア. 林野庁所管国有林               <ul style="list-style-type: none"> <li>国有林法第2条に定める国有林野から採草放牧地を除いたもの。</li> </ul> </li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「滋賀県森林・林業統計要覧」の「林野庁所管国有林面積」から「国有林道面積」を差し引いた面積。</li> </ul>
	イ. 官行造林地 <ul style="list-style-type: none"> <li>旧公有林野等官行造林法第1条の規定に基づき契約を締結しているもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「官行造林地」の面積。</li> </ul>
	ウ. その他省庁所管国有林 <ul style="list-style-type: none"> <li>林野庁以外の国が所有している森林法第2条第1項に定める森林。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「世界農林業センサス・滋賀県統計書(林業編)」の現況森林面積の林野庁以外の官庁の面積。</li> </ul>
	2) 民有林 <ul style="list-style-type: none"> <li>森林法第2条第1項に定める森林であって同法同条第3項に定める民有林。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域森林計画対象民有林及び同計画対象外民有林の面積の合計。</li> </ul>
3. 原野等	<p><b>・土地利用区分の定義では、人の手が加えられずに長年雑草や灌木類が生えるままの状態に放置されている土地および家畜のための採草地および放牧地とする。</b></p>	
(1) 原野	<ul style="list-style-type: none"> <li>「世界農林業センサス林業調査報告書」の「森林以外の草生地」から「採草放牧地」または国有林に関わる部分を除いた面積。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「世界農林業センサス・滋賀県統計書(林業編)」の森林以外の草生地から林野庁所轄以外の草生地と採草放牧地を除いた面積。</li> </ul>
(2) 採草放牧地	<ul style="list-style-type: none"> <li>農地以外の土地で、主として耕作または養蓄の事業のための採草または家畜の放牧の目的に供されるもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>長浜農業振興地域整備計画による。</li> </ul>
4. 水面・河川・水路	<ul style="list-style-type: none"> <li>水面、河川及び水路の合計。</li> </ul>	
	1) 水面 <ul style="list-style-type: none"> <li>湖沼（人工湖及び天然湖沼）並びにため池の満水時の水面。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①天然湖沼（面積 10ha 未満のものは除く。）               <ul style="list-style-type: none"> <li>面積 100ha 以上のものは、国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による。</li> <li>100ha 未満のものは、環境省「自然環境保全基礎調査」による。</li> </ul> </li> <li>②人造湖（堤高 15m以上）               <ul style="list-style-type: none"> <li><b>・日本ダム協会「ダム年鑑」による。</b></li> </ul> </li> <li>③ため池（堤高 15m未満）               <ul style="list-style-type: none"> <li>滋賀県「国土利用計画基礎資料」の結果を基にして市の調査による。</li> </ul> </li> </ul>
	2) 河川 <ul style="list-style-type: none"> <li>河川法第4条に定める一級河川、同法第5条に定める二級河川及び同法第100条に定める準用河川の同法第6条に定める河川区域。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一級河川については、滋賀県「国土利用計画基礎資料」の結果を基にして市の調査による。</li> <li>準用河川については、市の調査による。</li> </ul>
	3) 水路 <ul style="list-style-type: none"> <li>農業用用排水路。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>水路面積は以下の算式による。</li> <li>水路面積 = (整備済水田面積 × 整備済水田の水路率) + (未整備水田面積 × 未整備水田の水路率)</li> </ul>

利用区分	定義	把握方法
5. 道路	<ul style="list-style-type: none"> <li>一般道路、農道及び林道の合計。車道部（車道、中央帯、路肩）、歩道部、自転車道部及び法面等からなる。</li> </ul>	
	1)一般道路 <ul style="list-style-type: none"> <li>道路法第2条第1項に定める道路。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高速自動車道については、中日本高速道路株式会社および西日本高速道路株式会社資料による。</li> <li>一般国道、県道及び市道については、国土交通省「道路統計年報」による。</li> </ul>
	2)農道 <ul style="list-style-type: none"> <li>圃場内農道及び圃場外農道。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>農道面積は以下の算式による。</li> <li>農道面積 = (整備済水田面積 × 整備済水田の農道率) + (未整備水田面積 × 未整備水田の農道率) + (整備済畑面積 × 整備済畑の農道率) + (未整備畑面積 × 未整備畑の農道率)</li> </ul>
	3)林道 <ul style="list-style-type: none"> <li>国有林林道及び民有林林道。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>林道のうち、自動車道の延長（国有林道延長及び民有林道延長）に一定幅員（8m）を乗じて算出する。</li> </ul>
6. 宅地	<ul style="list-style-type: none"> <li>建物の敷地及び建物の維持または効用を果たすために必要な土地。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「固定資産の価格等の概要調書」の宅地のうち評価総地積と非課税地積を合計したもの。</li> </ul>
(1)住宅地	<ul style="list-style-type: none"> <li>「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積の住宅用地と非課税地積のうち、都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地を加えたもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①「固定資産の価格等の概要調書」の評価総地積のうちの住宅用地の面積。</li> <li>②都道府県営住宅用地、市町村営住宅用地及び公務員住宅用地については、「滋賀県公有財産表」及び市町の調査による。</li> </ul>
(2)工業用地	<ul style="list-style-type: none"> <li>「工業統計表（用地・用水編）」にいう「事業所敷地面積」を従業員10人以上の事業所敷地面積に補正したもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>①従業員30人以上の事業所については、「工業統計調査結果報告書」による敷地面積。</li> <li>②従業員10~29人以下の事業所については、同報告書を基に次の算式により算出した面積の合計。 <ul style="list-style-type: none"> <li>(従業員30人以上事業所の敷地面積) × (従業員10~29人事業所の製造品出荷額等) / (従業員30人以上事業所の製造品出荷額等)</li> </ul> </li> </ul>
(3)その他の宅地	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1)及び(2)の区分のいずれにも該当しない宅地。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>「宅地」から「住宅地」及び「工業用地」を除いた面積。</li> </ul>
7. その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>県土面積から「農用地」、「森林」、「原野」、「水面・河川・水路」、「道路」及び「宅地」の各面積を差し引いたもの。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>定義に同じ。</li> <li>具体的には、学校等の文教施設用地、公園・緑地等、鉄軌道用地・自動車ターミナル等の交通施設用地、電気通信用地、下水施設、墓地等の環境衛生施設用地、病院、福祉施設用地、流通施設用地、官公署用地等。</li> </ul>
8. 合計	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土地理院公表の数値。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>国土地理院「全国都道府県市区町村別面積調」による。</li> </ul>

## II 土地利用現況図

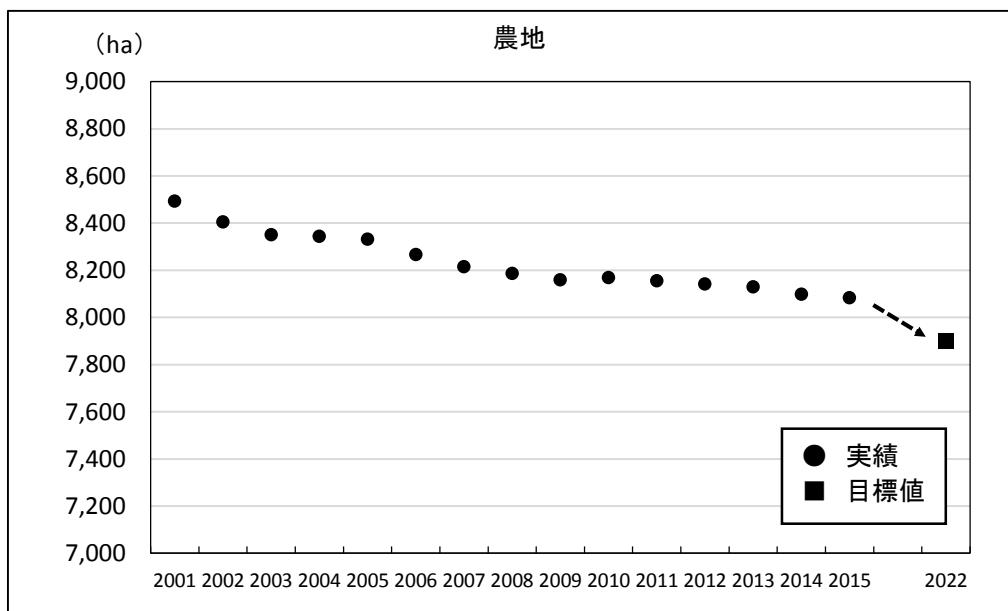


### III 目標値設定根拠

#### (1) 農地

農地は、過去 10 年間で減少傾向にあり、今後も、市街地周辺などにおいて、必要な開発は行っていくこととしており、減少するものとする。

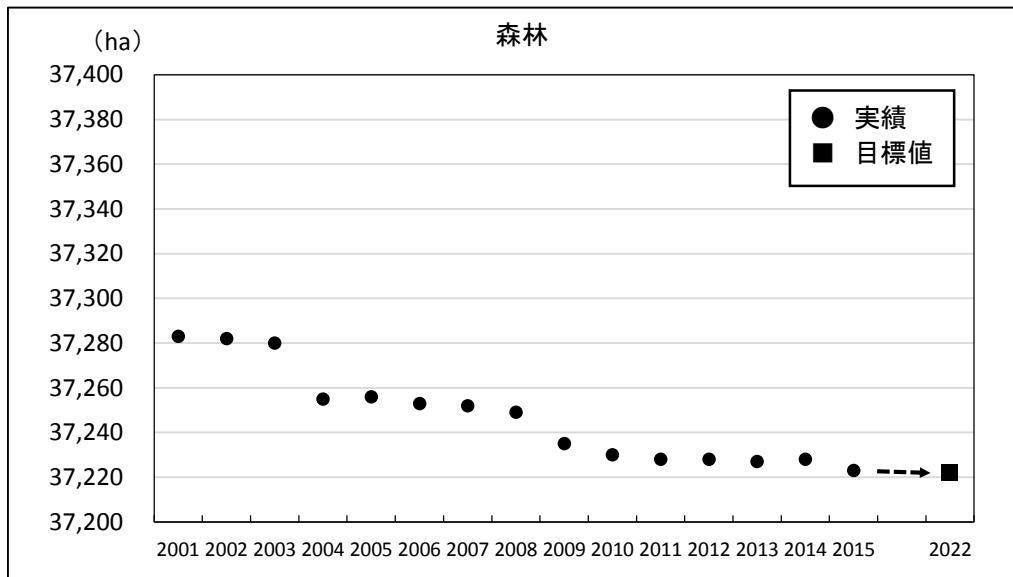
	2015 年 基準値	開発による減少	2022 年 目標値
農地	8,083 ha	183 ha	7,900 ha



#### (2) 森林

森林は、過去 10 年間で減少傾向にあるが、市土保全や琵琶湖の水源かん養などの役割を考慮して、ゆるやかに減少にとどめるものとする。

	2015 年 基準値	開発による減少	2022 年 目標値
森林	37,223 ha	1 ha	37,222 ha



### (3) 原野等

#### ①原野

原野は、2009 年までは 1 ha あったが、2010 年に 0 ha となつたため、今後も 0 ha で推移するものとする。

#### ②採草放牧地

採草放牧地は、2014 年では 13ha とあるが、現在は事業者がいないため、目標値は 0 ha と設定する。

### (4) 水面・河川・水路

#### ①水面

水面は、2006 年までは 207ha であったが、2007 年に琵琶湖の水面が行政区域に算入されたことになったため、2015 年では 14,338ha となっている。

なお、今後も、大きな開発は計画されていないことから、目標値は 14,338ha と設定する。

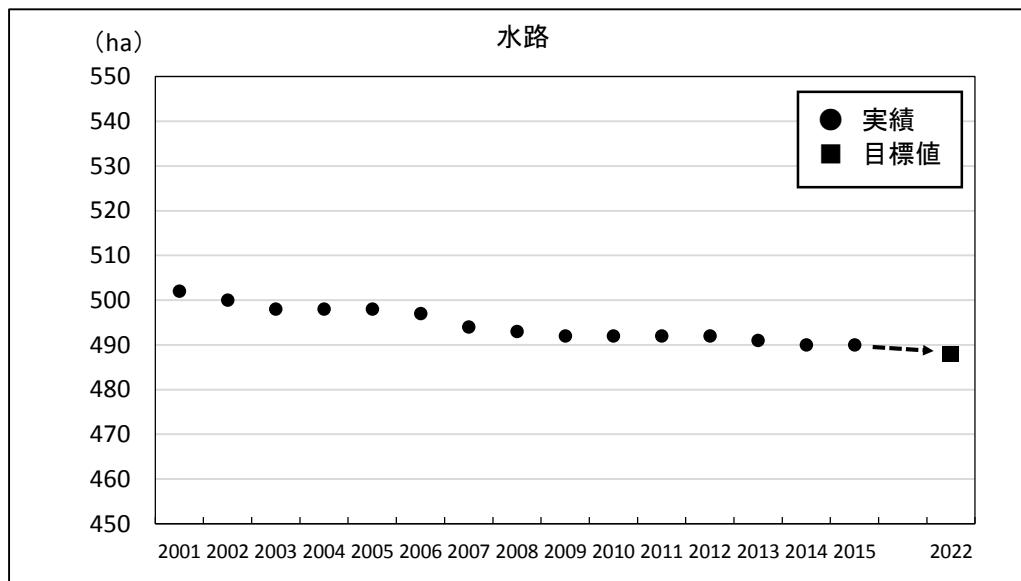
#### ②河川

河川は、2001 年以降、横ばいで推移しており、2015 年で 844ha となっている。なお、長浜新川の計画推進予定等により、一定の増加が予定されているため、目標値は 2015 年の基準値に 5 ha 加えた 849ha とする。

	2015 年 基準値	河川整備によ る増加	2022 年 目標値
河川	844 ha	5 ha	849 ha

#### ③水路

水路は、過去 10 年間で見ると減少傾向を示しており、2015 年では 490ha となっている。今後も農地の減少に伴って水路が減少していくと考えられるため、目標値は、488ha と設定する。



#### ④水面・河川・水路

①、②、③より、水面・河川・水路の目標値は、以下のとおりとなる。

	2015 年 基準値	2022 年 目標値
水面・河川・水路	15,672 ha	15,675 ha
水面	14,338 ha	14,338 ha
河川	844 ha	849 ha
水路	490 ha	488 ha

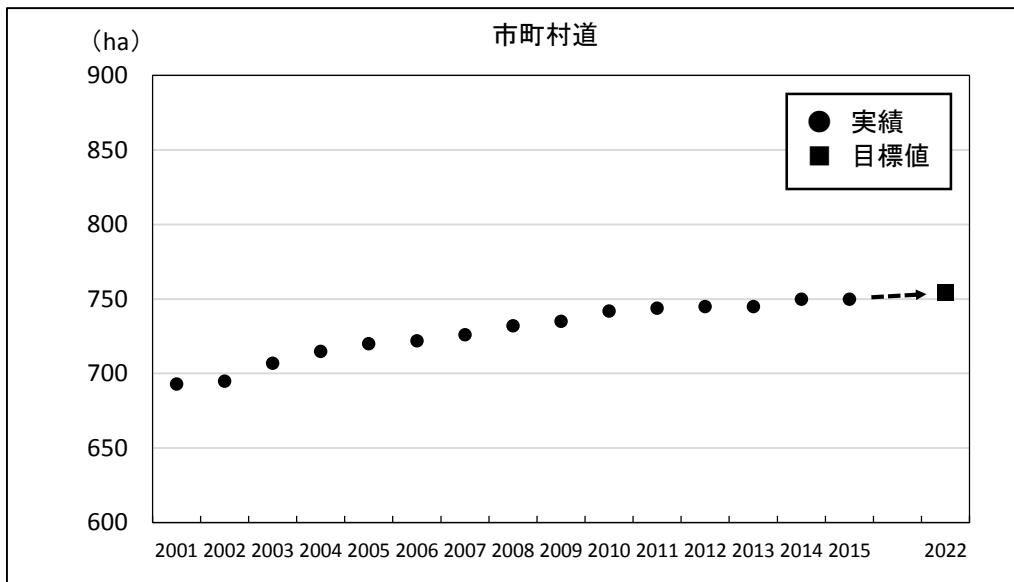
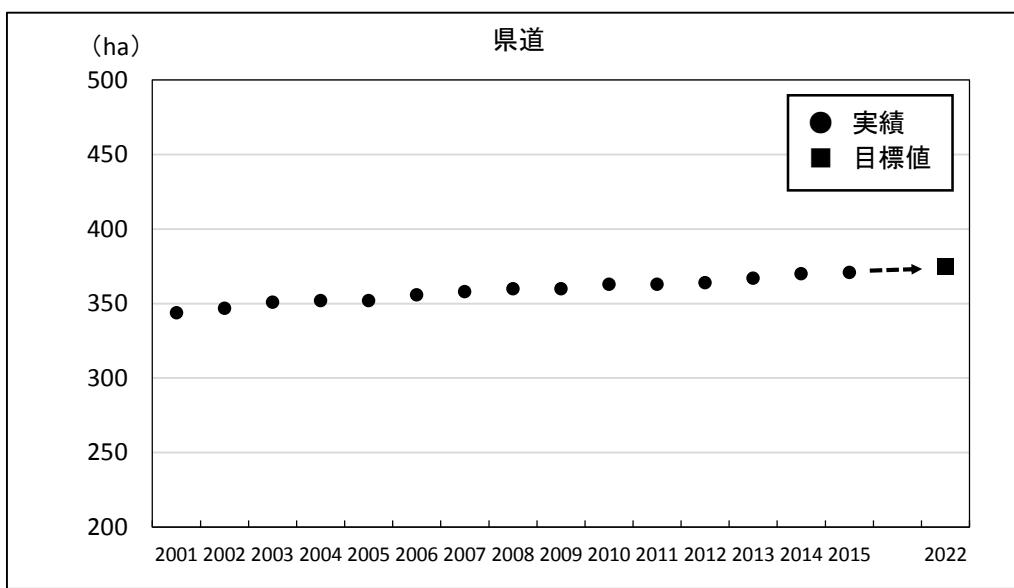
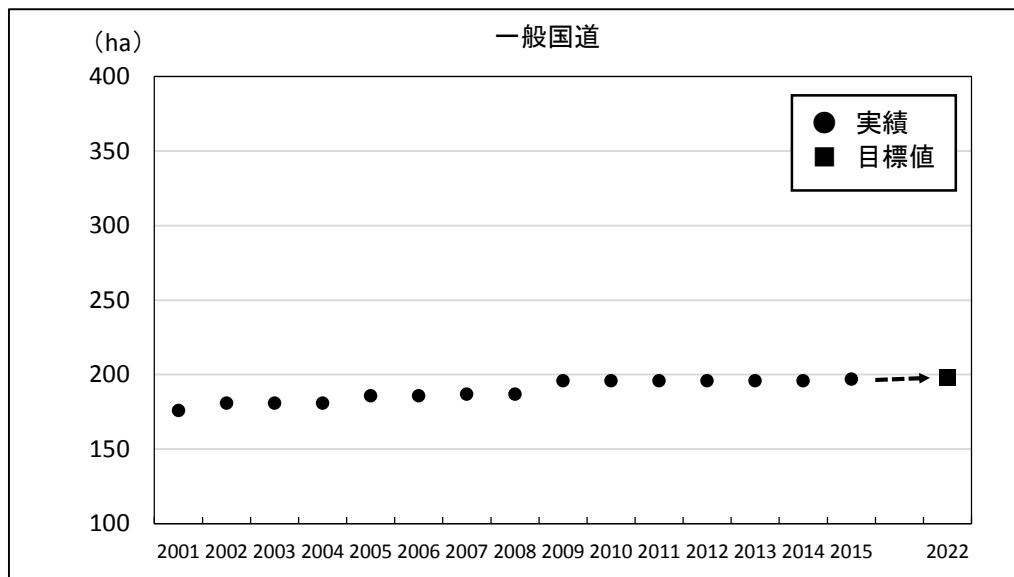
#### (5) 道路

##### ①一般道路

一般道路としては、高速道路、一般国道、県道、市町村道があり、高速道路については、今後、新たな整備計画がないため、2015 年の値を目標値とする。

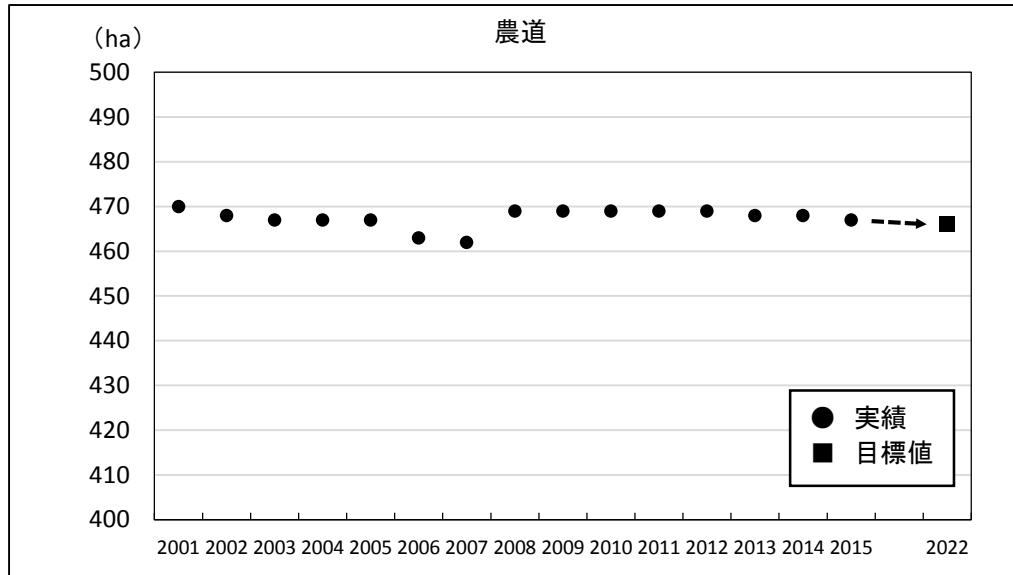
一般国道、県道、市町村道については、過去 10 年で増加傾向を示しているが、今後は直線的に増加するとは考えにくいため、緩やかに増加するものとし、2022 年の目標値を、一般国道で 200ha、県道で 375ha、市町村道で 757ha と設定する。

	2015 年 基準値	道路整備に よる増加	2022 年 目標値
一般道路	1,431 ha	14 ha	1,445 ha
高速道路	113 ha	0 ha	113 ha
一般国道	197 ha	3 ha	200 ha
県道	371 ha	4 ha	375 ha
市町村道	750 ha	7 ha	757 ha



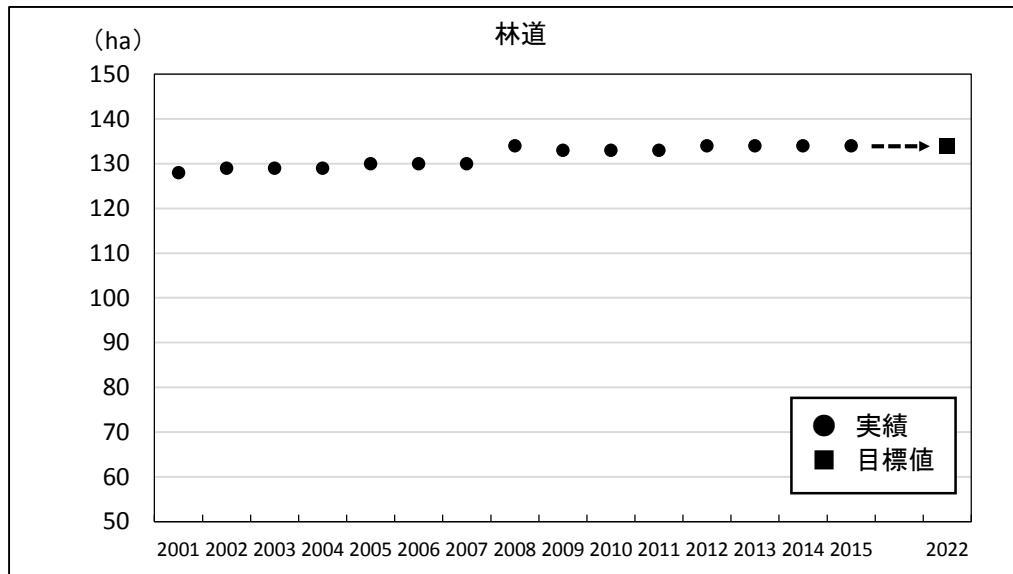
## ②農道

農道は、2008年に増加し、その後横ばいで推移しているが、過去10年間で見ると、減少傾向を示しており、2015年では467haとなっている。今後も農地の減少に伴って農道が減少すると考えられるため、目標値は466haと設定する。



## ③林道

林道は、過去10年間で見ると微増傾向であり、2015年では134haとなっている。今後は必要最低限の整備にとどまると考えられ、目標値は134haと設定する。



#### ④道路

①、②、③より、道路の目標値は、以下のとおりとなる。

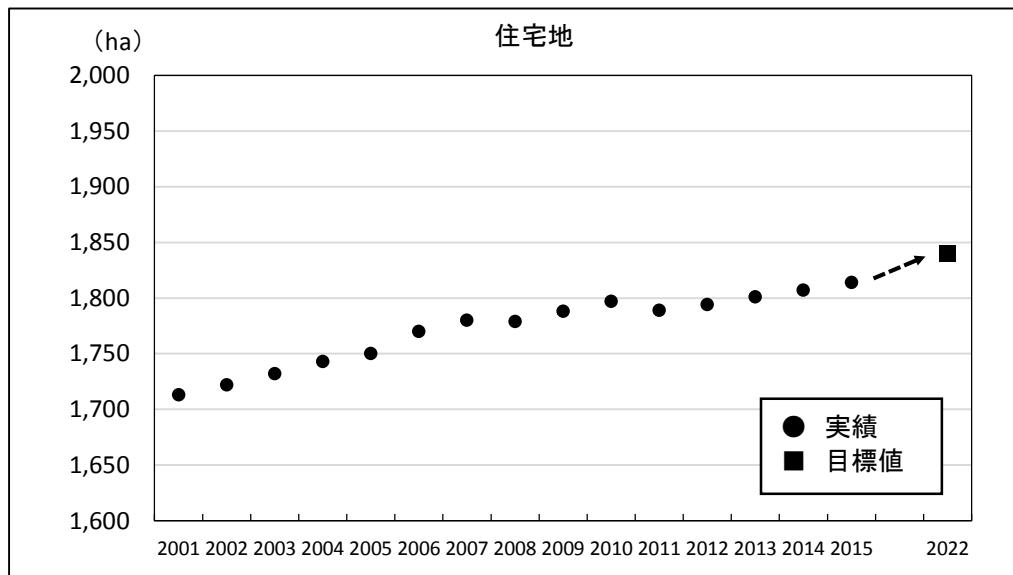
	2015 年 基準値	2022 年 目標値
道路	2,032 ha	2,045 ha
一般道路	1,431 ha	1,445 ha
農道	467 ha	466 ha
林道	134 ha	134 ha

### (6) 宅地

#### ①住宅地

住宅地は、過去 10 年間で増加傾向を示しており、2015 年では 1,814ha となっている。

今後も一部地域では一定の開発は進むものの、全体として人口減少の影響を受けるため、増加の伸びは鈍化するものとして、2022 年の目標値を 1,840ha と設定する。



	2015 年 基準値	住宅整備 による増加	2022 年 目標値
住宅地	1,814 ha	<u>26ha</u>	<u>1,840 ha</u>

### ＜補足：世帯数の推計＞

世帯数については、まず人口と世帯数の実績を用いて、1世帯あたり人数を算出し、その人数を回帰分析することで将来の1世帯あたり人数を算出した。次に、その値に将来人口を乗じることで、将来の世帯数を算出し、目標年次となる2020年は40,000世帯と想定する。

	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)	平成17年 (2005年)	平成22年 (2010年)	平成27年 (2015年)	2020年
人口（人）	121,481	122,415	123,862	124,498	124,131	118,193	120,624
世帯数 (世帯)	33,120	35,450	37,987	40,713	43,015	41,788	40,000
1世帯 あたり人数 (人/世帯)	3.67	3.45	3.26	3.06	2.89	2.83	3.02

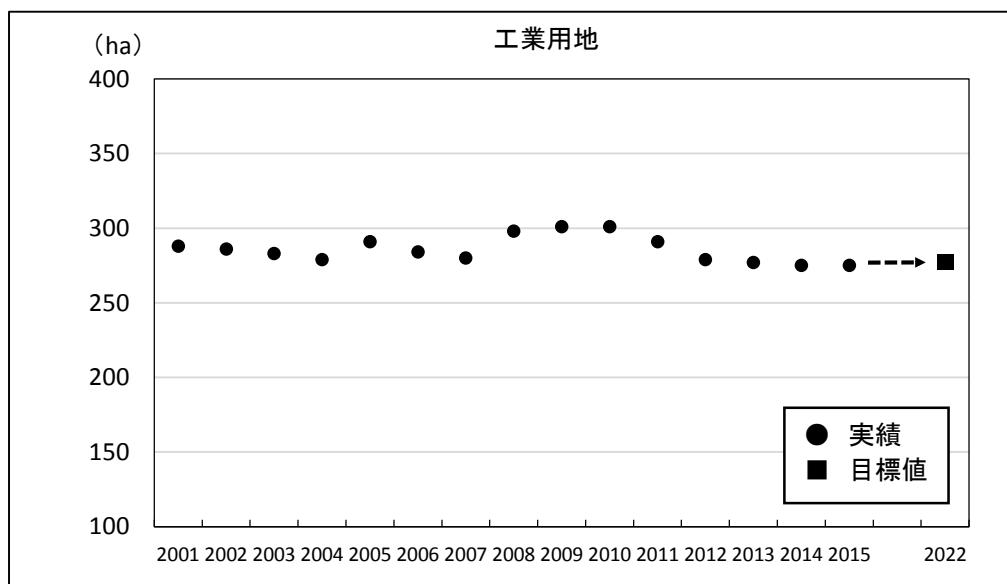
※平成2～27年は国勢調査の値、2020年は推計値

### ②工業用地

工業用地は、増減を繰り返しながら近年は横ばいで、2015年では275haとなっている。

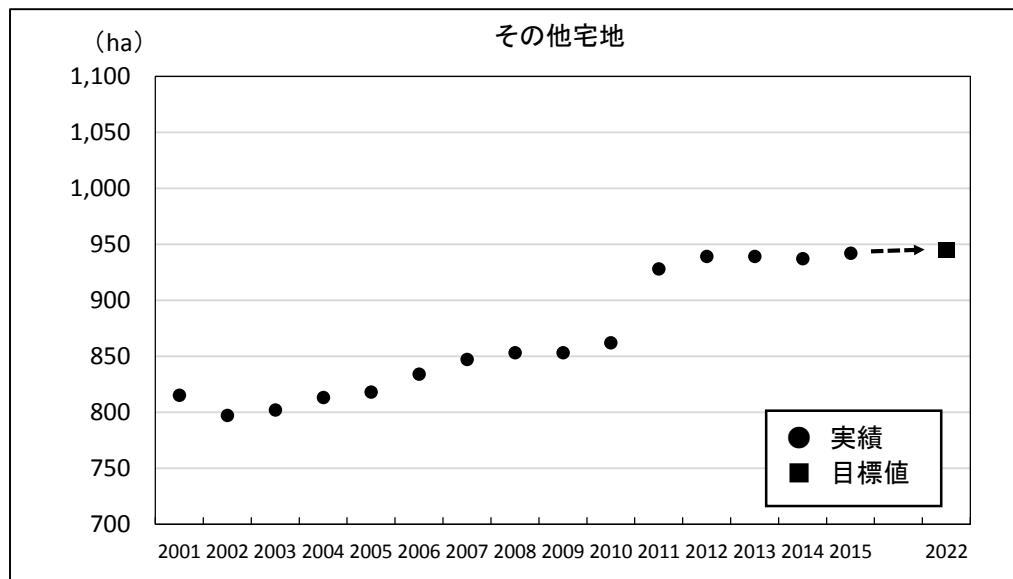
今後も、地域経済の活性化に向けて必要な整備を進めるとともに、新たな民間開発分を加算することで、目標値を277haと設定する。

	2015年 基準値	開発による増加	2022年 目標値
工業用地	275 ha	2 ha	277 ha



### ③その他の宅地

その他の宅地は、過去 10 年間で増加傾向を示しており、2015 年では 942ha となっている。今後もゆるやかに増加するものとし、目標値を 945ha と設定する。



### ④宅地

①、②、③より、宅地の目標値は、以下のとおりとなる。

	2015 年 基準値	2022 年 目標値
宅地	3,031 ha	3,062 ha
住宅地	1,814 ha	1,840 ha
工業用地	275 ha	277 ha
その他の宅地	942 ha	945 ha

## (7) その他

その他は、市域全体の面積から（1）～（6）の面積を差し引いたものであり、平成 27 年（2015 年）で 2,038ha、平成 34 年（2022 年）で 2,182ha となる。

### ■ 土地利用区分別面積の推移(ha)

利用区分	H19	H20	H21	H22	H23	H24	H25	H26	H27	H34
<b>農地</b>	<b>8,215</b>	<b>8,186</b>	<b>8,159</b>	<b>8,168</b>	<b>8,155</b>	<b>8,142</b>	<b>8,129</b>	<b>8,098</b>	<b>8,083</b>	<b>7,900</b>
森林	37,252	37,249	37,235	37,230	37,228	37,228	37,227	37,228	37,223	37,222
<b>原野等</b>	<b>14</b>	<b>14</b>	<b>14</b>	<b>13</b>	<b>13</b>	<b>13</b>	<b>13</b>	<b>13</b>	<b>0</b>	<b>0</b>
原野	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0
採草放牧地	13	13	13	13	13	13	13	13	0	0
水面・河川・水路	15,677	15,676	15,667	15,667	15,667	15,667	15,666	15,672	15,672	15,670
水面	14,338	14,338	14,331	14,331	14,331	14,331	14,331	14,338	14,338	14,331
天然湖沼	14,307	14,307	14,307	14,307	14,307	14,307	14,307	14,314	14,314	14,307
溜池	31	31	24	24	24	24	24	24	24	24
河川	845	845	844	844	844	844	844	844	844	849
水路	494	493	492	492	492	492	491	490	490	490
道路	1,981	2,000	2,011	2,021	2,023	2,136	2,023	2,031	2,032	2,045
一般道路	1,389	1,397	1,409	1,419	1,421	1,533	1,421	1,429	1,431	1,445
高速自動車国道	118	118	118	118	118	228	113	113	113	113
一般国道	187	187	196	196	196	196	196	196	197	200
都道府県道	358	360	360	363	363	364	367	370	371	375
市町村道	726	732	735	742	744	745	745	750	750	757
農道	462	469	469	469	469	468	468	468	467	466
林道	130	134	133	133	133	134	134	134	134	134
宅地	2,907	2,930	2,942	2,960	3,008	3,012	3,017	3,019	3,031	<u>3,062</u>
住宅地	1,780	1,779	1,788	1,797	1,789	1,794	1,801	1,807	1,814	<u>1,840</u>
工業用地	280	298	301	301	291	279	277	275	275	277
その他の宅地	847	853	853	862	928	939	939	937	942	945
その他	1,996	1,987	2,014	2,020	1,985	1,881	2,004	2,018	<u>2,038</u>	<u>2,182</u>
合計	68,079	68,079	68,079	68,079	68,079	68,079	68,079	68,079	68,079	68,079